

町から避難情報が発表されたときや、ご自身で危険を感じたときは早めに避難行動を開始してください。あらかじめ水害や土砂災害、地震・津波による災害から逃れるために、避難場所を確認しておいてください。

避難所は、指定避難所の総合体育館、芦屋中央公民館をまず開設し、避難者の状況に応じて、公共施設(小・中学校施設、社会教育施設など)を順次開設していきます。

指定避難所

- 指定避難所とは、災害により帰宅が困難となった場合に、一時的に避難生活を行うための施設です。
- 開設した場合、町から開設情報が提供されます。

No.	施設名	所在地	電話番号
1	総合体育館	大字山鹿228-1	093-222-0181
2	芦屋町中央公民館	中ノ浜4-4	093-222-1681

指定緊急避難場所

- 指定緊急避難場所とは、災害により被害が発生するおそれがある場合に、一時的に安全を確保するための避難施設です。
- 災害ごとに使用可否がわかれていますので、注意してください。

No.	施設・場所名	所在地	対象災害					
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	内水氾濫
1	芦屋中学校	中ノ浜10-74	○	○	○	○	○	○
2	芦屋小学校	白浜町3786	○	○	○	○	○	○
3	芦屋東小学校	浜口町5-55	×	○	×	○	○	×
4	山鹿小学校	大字山鹿2853	×	○	×	○	○	○
5	山鹿公民館	大字山鹿2862	×	○	×	×	○	○
6	芦屋東公民館	緑ヶ丘4-22	×	○	×	○	○	×
7	芦屋町民会館	中ノ浜11-6	○	○	×	○	○	○
8	芦屋町小体育館	中ノ浜12-23	○	○	×	○	○	○
9	芦屋町武道館	中ノ浜10-13	○	○	×	○	○	○
10	芦屋中央公園	船頭町8-54	○	○	×	○	○	○
11	粟屋区公民館	大字芦屋1155-1	○	○	○	○	○	○
12	大城区公民館	大字芦屋881	○	○	○	×	○	○
13	浜口町区公民館	浜口町3891	×	○	×	×	○	×
14	東町区公民館	祇園町1569-65	×	○	×	×	○	×
15	高浜町区公民館	高浜町3043-7	×	○	×	○	○	×
16	正門町区公民館	正門町2868-4	×	○	×	○	○	×
17	中ノ浜区公民館	中ノ浜3790	○	○	×	×	○	○
18	船頭町区公民館	船頭町1832	×	○	×	○	×	×
19	金屋区公民館	中ノ浜2006-1	○	○	○	×	○	○
20	市場区公民館	西浜町2170-1	○	○	○	○	○	○
21	浜崎区公民館	西浜町2354-57	○	○	○	○	○	○
22	幸町区公民館	幸町2464-2	○	○	○	○	○	○
23	白浜町区公民館	白浜町2745-10	○	○	×	×	○	○
24	雁木区公民館	山鹿2107	×	×	×	○	×	○
25	三軒屋区公民館	山鹿93-2	×	○	×	○	×	×
26	万町区公民館	山鹿1874	○	○	×	×	○	○
27	浦区公民館	山鹿2257-1	×	○	×	×	×	○
28	元町区公民館	山鹿1753-1	○	○	×	○	○	○
29	柏原区公民館	大字山鹿1119-2	○	○	○	○	○	○
30	正津ヶ浜区公民館	大字山鹿1415-2	×	○	×	×	○	×
31	田屋区公民館	大字山鹿965-3	○	○	×	○	○	○
32	大君区公民館	大字山鹿129-1	×	○	×	○	○	○
33	江川台区公民館	江川台12-338	○	×	○	○	○	○
34	はまゆう区公民館	大字山鹿535-22	○	○	○	○	○	○
35	花美坂区公民館	花美坂35-4	○	○	○	○	○	○

福祉避難所

- 福祉避難所とは、介護や手助けが必要な要配慮者など、指定避難所等では避難生活を続けることが困難な方のために開設する施設のことです。
- 災害の初期段階では開設せず、状況により必要に応じて、介護スタッフや介護資機材等の受入体制を整備した後に開設します。

No.	施設名	所在地	備考
1	介護老人保健施設 リカバリーセンターひびき	大字芦屋1145番地3	
2	特別養護老人ホーム ソレイユ芦屋	大字山鹿122番地1	
3	特別養護老人ホーム まつかぜ荘	緑ヶ丘2番2号	

避難協定施設(津波災害時)

- 避難協定施設とは、津波災害が発生した場合に、一時的に安全を確保するため、避難者の受け入れ協定を締結した施設のことです。
- こちらの施設に一時的に避難した場合は、施設管理者の指示に必ず従ってください。

No.	施設名	所在地	備考
1	航空自衛隊 芦屋基地	芦屋1455-1	
2	愛生幼稚園	西浜町4-19	
3	第二緑ヶ丘団地 1・2・3・10棟	緑ヶ丘1番地1~3、10	

要配慮者(避難行動要支援者)について

要配慮者とは、年齢や障がい、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に何らかのハンデを負っている人々のことです。一般に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人の方々などが該当します。地域で協力し合いながら、近所の要配慮者の安否確認、避難施設への移動を支援しましょう。

高齢者・病人

- おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。



目の不自由な方

- 声をかけ情報を伝える。
- 誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩先をゆっくり歩く。



肢体の不自由な方(車椅子)

- 階段では2人以上が必要。上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。



耳の不自由な方

- 話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。



避難所3つのマナー

ゆづりあい



避難所はみんなで使うところです。限られたスペースしかありません。トイレの順番などできるだけゆづり合いましょう。

おもいやり



避難所では大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの人たちの迷惑になります。お互いにおもいやりの気持ちで、過ごしましょう。

たすけあい



ケガをしている人や体の不自由な人、また、病気の人なども避難所には集まります。みんなが少しでも快適に過ごせるように助け合いましょう。